

# ひょうごため池だより



平成30年10月  
第6号

- 平成30年7月豪雨
- ため池緊急点検の実施
- ため池フォーラム in ひょうご開催
- ため池の管理に関するアンケート（第4回・第5回）結果
- ため池クリーンキャンペーン

発行 / 兵庫県 農政環境部 農村環境室



洪水吐が欠損したため池（川西市）

## 平成30年7月豪雨災害が発生

### 兵庫県内15市町に大雨特別警報

#### 7月5日から7日にかけて 梅雨前線による大雨

6月29日に日本の南で発生した台風7号は、東シナ海を北上し、7月4日には日本海を北東に進み、同日15時に日本海中部で温帯低気圧に変わりました。この低気圧からのびる梅雨前線が西日本に停滞し、また、南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、兵庫県では5日朝から7日朝にかけて断続的に大雨となり、県内15市町（豊岡市・養父市・宍粟市・朝来市・佐用町・香美町・姫路市・たつの市・丹波市・多可町・市川町・神河町・上郡町・西脇市・篠山市（発令順））に大雨特別警報が発令されました。

この大雨の影響で、兵庫県内では死者2人、負傷者11人の人的被害や全壊13棟、半壊17棟、一部損壊58棟、床上・床下浸水などの住家被害が発生しました。

農地・農業用施設にも大きな被害をもたらし、農地の畦畔崩壊等2千187箇所、ため池の堤体一部破損等160箇所、水路の破損等940箇所、農道の法面崩壊等496箇所、揚水機の破損等6箇所、農業集落排水施設の水没1箇所、井堰の破損等112箇所に及びました。（被害状況は兵庫県調べ8月3日16時現在）

#### ため池緊急点検を実施

7月豪雨では、広島県をはじめ複数の府県において、ため池の決壊被害（全国で決壊したため池32箇所、兵庫県では決壊なし）等が発生しました。この緊急点検では、特定ため池管理者（2面）



ブルーシートによる応急措置の状況

(1面から)にも協力を  
お願いすることになり、  
8月上旬に特定ため池管  
理者3243人にため池  
緊急点検調査票を送付  
し、8月28日までに報告  
をお願いしたところ、24  
29人(74.9%)から  
らご報告をいただきまし  
た。点検結果として調査  
票と共に点検写真を同封し  
て頂いた管理者もおられま  
した。ご協力ありがとうございます  
ございました。

記録的な猛暑の中、特  
定ため池の管理者、市町  
職員、県職員が災害から  
地域を守るため一丸と  
なつてため池の点検を実  
施しました。  
県内の下流の家屋や公共  
施設等に被害を与える可  
能性のある6431箇所のた  
め池について、応急措置が  
必要と判断されたため池  
は183箇所あることが  
確認され、ブルーシートに  
よる被災箇所の保護や水  
位低下と低水位での管理  
などの応急措置を講じる  
よう徹底されました。  
県では市町と調整を図  
り、これらのため池の速や  
かな防災・減災対策の実  
施に向けて、技術的な助言  
や補助事業により支援を  
行っています。

### ため池の管理・点検の励行

ため池は、日頃から農  
業用水を効率よく利用す  
るための「利水」面での管  
理にあわせ、「防災」面でも  
十分な管理・点検を行  
うことが重要です。  
漏水や陥没等の異状の発  
見につながる年2回以上の  
草刈り、洪水吐に障害物が  
あれば除去、豪雨予報時  
の事前放流  
底樋などの  
点検や補  
修、豪雨及  
び地震後の  
漏水や亀裂  
の点検、人



大雨に備えた事前放流(淡路市 皿池)

農林水産省のホームページ  
からダウンロードできるた  
め池の保全管理・安全管理  
に関するリーフレット

#### 保全管理



ため池の保全管理体制整備の手引き (H26.7)



ため池の保全・管理活動事例集 (H25.6)



ため池管理マニュアル (H27.10)

#### 安全管理



ため池の安全対策事例集 (H25.5)



ため池の安全管理は大丈夫? (H27.6)

## ため池フォーラム in ひょうご開催



『地域の宝「ため池」を次の世代へ』  
ため池保全県民運動の展開

兵庫県では「ため池の保全等に関する条例」の理念であるため池の適正な管理や多面的機能の発揮の促進に向けた取り組みを県民一人ひとりがそれぞれの立場で実践していくことを「ため池保全県民運動」として展開しています。  
この取り組みを県内外に広く情報発信することにより、ため池管理者や県民のため池災害に対する防災意識の醸成を図り、地域の貴重な財産であるため池を次世代に引き継いでいくことを目的として、「ため池フォーラム in ひょうご」を11月29日・30日に神戸市で開催

1日目  
平成30年11月29日(木)  
【本会議】(無料)  
神戸新聞松方ホール(神戸市)

- 13:00 開場
- 14:00 開会
  - ・基調講演  
兵庫県立人と自然の博物館 館長 中瀬 勲
  - ・事例発表  
漁業者との連携によるため池保全  
ため池を活用した総合治水対策  
ため池のトリップ ほか

2日目  
平成30年11月30日(金)  
【現地見学会】(有料)  
・淡路コース  
・播磨コース

●参加申し込みに関するホームページ  
<https://va.apollon.nta.co.jp/tameike2018>

# ため池の管理に関するアンケート 第4回、第5回結果

## 第4回

このアンケートは、ため池管理者にため池の管理状況やご意見を伺い、今後県が進める施策の参考にするためのものです。

第4回は、『ひょうごため池だより(第4号)』とともに特定ため池管理者3234人に送付し、4月30日までに回答をお

願いたところ、1798人(55.6%)からご回答をいただきました。ご協力ありがとうございます。

Q1では、「ため池保全等に関する条例について知っているか」の問いに対し、40%(昨年27%)の管理者が「知っている」と答え、昨年に比べて13%増加しました。

Q2の「ため池保全県民運動を知っているか」の問いに対しては、56%(昨年36%)の管理者が「知っている」と答え、昨年に比べて20%増加しました。

県では、引き続き「ひょうごため池だより」等の啓発活動により、「ため池の保全等に関する条例」や「ため池保全県民運動」についてPRしていくこととされています。

Q7の、「管理するため池の中で、廃止したため池はありますか」の問いに対して12%の管理者が「ある」と答えています。農業上必要がなくなったため池については、廃止する補助

制度もありますので、住まいの市役所・町役場もしくは県土地改良事務所(センター)にご相談下さい。

また、自由記述欄にも高齢化、漏水、整備要望等多くのご意見を頂きありがとうございます。直接ご連絡下さい。

### 第4回アンケート

Q1 兵庫県では平成27年度に『ため池の保全等に関する条例』を施行しましたが、この条例について知っていますか。



Q2 兵庫県ではため池保全を「県民運動」として推進することになっていますが、この「ため池保全県民運動」を知っていますか。



Q7 管理するため池の中で、廃止したため池はありますか。

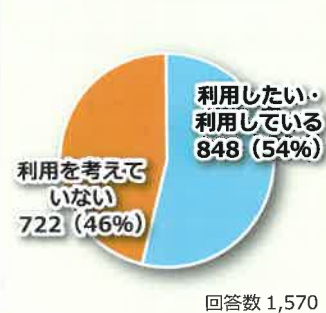


また、サポートセンターに期待する業務は、37%の管理者がため池管理の相談窓口、31%の管理者が現地パトロール、29%の管理者が助言・現場技術指導と答えています。

Q1では、今年6月から淡路島に続き、兵庫県ため池保全サポートセンターが業務を開始(一部市町を除く)しますが、ため池保全センターを利用したいです。

### 第5回アンケート

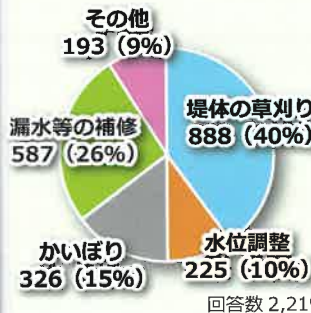
Q1 今年6月から淡路島に続き、兵庫県ため池保全サポートセンターが業務を開始(一部市町を除く)しますが、ため池保全センターを利用したいです。



Q3 あなたが管理しているため池の管理作業に関わっている人は何人いますか。



Q4 ため池の管理にあたって以前と比べて最も難しくなったと思うことは、どんなことですか。



Q3の、「ため池の管理作業に関わっている人は何人いますか」の問いに対し、40%の管理者が「4人以下」と答え、Q4の、「管理にあたって以前と比べて最も難しくなったと思うことは、どんなことですか」の問いに対し、40%の管理者が「堤体の草刈り」と答え、少人数での草刈り作業を行っている実態があり、地域コミュニティ等が一体となった管理体制の構築について検討する必要があることが分かりました。

## 第5回

# 10月1日～10月31日は ため池クリーンキャンペーン

ため池をみんなで守って  
地域の宝に

兵庫県では、「ため池の保全等に関する条例」に基づき、ため池や疏水の適正な管理や多面的機能の発揮の促進に向けた取組を、県民一人ひとりがそれぞれの立場で実践していくことを「ため池保全県民運動」として展開しています。「ため池クリーンキャンペーン」もこの「ため池保全県民運動」の一環として実施しています。

ため池クリーンキャンペーンとは

ため池を守るため、兵庫県と市町は、関係団体と協力し、ため池を管理する農家とともに、その地域に住まいの皆さんの参加も得ながら、ため池や水辺周辺の美化保全活動を「ため池クリーンキャンペーン」として支援しています。

平成4年に始まったこの活動も、近年では年間約4百力所、約1万2千人もの参加を得て、兵庫県内のため池保全になくてはならない大切な取組となっています。

ため池管理者の皆様におかれましては、この機会にぜひ「ため池クリーンキャンペーン」に積極的に参加いただき、地域のかげがえのない財産であるため池を守る活動に取り組んでいただくようお願いいたします。



ため池クリーンキャンペーン  
ポスター

## ため池管理者届（変更届）の提出が必要です

受益が0.5ha以上のため池（特定ため池）を管理している場合は、「管理者の氏名」、「受益面積」等の届出が必要です。

また、届出内容が変更になった場合、変更届の提出も必要です。役員改選等で管理者が変更となった場合など、管理者変更届の提出をお忘れなく。

なお、管理者変更届の用紙は、年1回送付しています。前回は『ひょうごため池だより（平成30年3月第4号）』とともに、送付しています（ただし丹波市及び篠山市は除く）。この用紙を交代の時期まで保管して、アンケート等に同封して提出していただくか、土地改良事務所（センター）、市町にお問い合わせ下さい。



第5号でのアンケートのご提出ありがとうございました。

今回もアンケートを同封していますので、10月31日までに返信用封筒により、ご返信をお願いします。

ひょうごため池だより 平成30年10月 第6号

【問い合わせ】 兵庫県 農政環境部 農村環境室  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
TEL: 078-362-3434 FAX: 078-362-9455

### 編集後記

カレンダーも神無月に入り、すがすがしい秋晴れの季節となりました。紙面でも紹介しましたが、ため池保全県民運動を広く情報発信する全国ため池フォーラムが本県で11月に開催されます。皆様のご参加をお待ちしています。(小)